

立川市いじめ防止対策審議会委員の任命について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 12 月 15 日

提出者 立川市教育委員会
教育長 栗原 寛

理由

立川市いじめ防止対策審議会規則（平成 26 年立川市教育委員会規則第 8 号）
第 4 条第 1 項の規定による。

立川市いじめ防止対策審議会委員の任命について

次の者を立川市いじめ防止対策審議会委員に任命する。

(1) 任命する委員の氏名等

(五十音順)

氏名	選出区分（規則第4条）	所属等
荒 小百合	教育、心理、福祉等の専門的な知識及び経験を有する者	さいわいこどもクリニック 臨床心理士・公認心理師
岩元 喜代子	教育、心理、福祉等の専門的な知識及び経験を有する者	北多摩西地区保護司会 立川分区
小林 幹夫	教育、心理、福祉等の専門的な知識及び経験を有する者	明星大学教育学部教育学科 教授
坂倉 渉太	弁護士	弁護士（武蔵野法律事務所）
宮本 直樹	教育、心理、福祉等の専門的な知識及び経験を有する者	立川市民生委員・児童委員協議会 第一地区会長

(2) 任命年月日 令和5年12月27日

(3) 任期満了年月日 令和7年12月26日